学校保健安全法に定める出席停止期間

<table>
<tr><td rowspan="2">第一種</td><td colspan="2">感染症法一類、二類の疾患（結核を除く）。
治癒するまで出席停止。</td></tr>
<tr><td colspan="2">エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱
急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体がベータコロナウイルス属※SARS コロナウイルスであるものに限る。）、中東呼吸器症候群※（病原体がベータコロナウイルス属 MERS コロナウイルスであるものに限る。）、特定鳥インフルエンザ※ 、指定感染症及び新感染症</td></tr>
<tr><td rowspan="11">第二種</td><td colspan="2">飛沫感染する感染症で、児童生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高い疾患。疾患によって出席停止期間が定められている。</td></tr>
<tr><td>インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ※を除く)</td><td>発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日（幼児は 3 日）を経過するまで。</td></tr>
<tr><td>百日咳</td><td>特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。</td></tr>
<tr><td>麻しん</td><td>解熱した後 3 日を経過するまで。</td></tr>
<tr><td>風しん</td><td>発しんが消失するまで。</td></tr>
<tr><td>流行性耳下腺炎
（おたふくかぜ）</td><td>耳下腺、顎下腺、又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。</td></tr>
<tr><td>水痘（みずぼうそう）</td><td>すべての発しんが痂皮化するまで。</td></tr>
<tr><td>咽頭結膜熱（プール熱）</td><td>主要症状が消褪した後 2 日を経過するまで。</td></tr>
<tr><td>結核</td><td>病状により感染のおそれがないと認めるまで。</td></tr>
<tr><td>髄膜炎菌性髄膜炎</td><td>病状により感染のおそれがないと認めるまで。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">第三種</td><td colspan="2">飛沫感染はしないが、学校において流行を広げる可能性がある感染症。
感染のおそれがないと認めるまで出席停止。</td></tr>
<tr><td colspan="2">コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス
流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症</td></tr>
</table>

※2015 年 4 月 1 日より改正施行